

文部省
往復書
總八五五號

法部省
第三〇五号
十九年
七月五日

本初子午線及計時法之儀ニ付稟議

去明治十七年米國ニ於テ開設シタル本初子午線
及計時法萬國公會へ本邦委員トシテ被差遣候理
科大學教授菊池大麓ヨリ同會決議ニ關スル意見
書差出候ニ付先般認可ヲ經テ内務陸軍海軍文部
農商務通信ノ六省間ニ委員ヲ設ケ該意見書審査
セシメ候處今般別紙之通該委員ヨリ申報有之候
右決議申報之次第ハ適當ト相認メ候ニ付公布相
成度勅令案相添以改之閣議候也
明治十九年七月二日

通信大臣 榎本武揚

農商務大臣 伯爵 西郷從道

文部大臣 木村 有禮

海軍大臣 伯爵 西郷 從道

陸軍大臣 伯爵 大山 巖

内務大臣 伯爵 山縣 有朋

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文 殿

朕本初子午線經度計算方及標準時ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年七月十二日

内閣總理大臣 六省 大臣

勅令第五十一號

一 英國グリニッチ天文臺子午儀ノ中心ヲ經過

スル子午線ヲ以テ經度ノ本初子午線トス

一 經度ハ本初子午線ヨリ起算シ東西各百八

十度ニ至リ東經ヲ正トシ西經ヲ負トス

東經百三十五度ノ子午線ノ時ヲ以テ全國

付箋

一月二十一日

文部大臣 木村 有禮

海軍大臣 伯爵 西郷 從道

陸軍大臣 伯爵 大山 巖

内務大臣 伯爵 山縣 有朋

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文 殿

朕本初子午線經度計算方及標準時ノ
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年七月十二日

内閣總理大臣
六省 大臣

勅令第五十一號

一 英國グリニッチ天文臺子午儀ノ中心ヲ經過
スル子午線ヲ以テ經度ノ本初子午線トス
一 經度ハ本初子午線ヨリ已年ノ...

要
付

明治二十一年一月一日ヨリ東經百三十五度ノ子午線ノ時ヲ以テ

本初子午線并計時法審査委員申報

本報一取抄標準時卜定夕明治二十一年一月一日ヨリ之ヲ實行ス

本初子午線並計時法審査委員申報

委員等謹く申報す曩に米國華盛頓府に於て開設
せし子午線公會一本邦委員として出張し歸後上
呈せる桑池大蔵注意見書の旨趣委員等之を精査
するに書中要件とする所都て七ヶ條今其條を逐
く反覆審論し決裁する所を左に開陳す
本初子午線を一定するの必要ありと萬國輿論の
歸する所にして各國政府に於て既に之を公認
せし事ハ先年華盛頓府に公會を開き一舉所の
之を證し得べしを以て委員等今更なきを裁す
るに及ばざるなり

次に何地の子午線を以て本初子午線とすべきや
の議に於てハ公會に於て三ヶ國(フランス、ブラジ

此サドミンゴヲ對する二十ヶ國の多數ヲ依
リ英國グリニツチの子午線を以テ萬國普通經度の
本初子午線と定むるの最ル適當ありしを議決
せり本議ハ斯ル如ク殆ト全會一致ニ決テ成リし
リ此地なきハ是ニ由リテ萬國普通本初子午線ハ
一定セラルルニ認むるを得べく又本邦子午線之
を採用する上ニ能キ臺ル不便利ノ事行ハルコトあり
を以テ今委員等ハ左ノ如ク決議せり

グリニツチ天文臺子午線ノ中心を經過する子
午線を以テ經度計算ニ至テ普通本初子午線とし
本邦子午線之を採用すべし

次ニ公會ヲ於テ議決しテ經度計算法ハ現
今行ハル所ニ計算法ニして唯東經を正とし西

經を負とせる事と定めたる迄あり而して其東經
を正とし西經を負とすハ主として計算上の便
宜ニ生じしルニ此所ニ本邦之を採用するニ於
テ臺ル差支何ル事あり依テ今委員等ハ左ノ如ク
決議せり

經度本初子午線より起算し東西各百八十
度ニ至リ東經を正とし西經を負とすべし

次ニ普通日設置此事ハ世俗として通常ハ普通日
ニ依ラレシムルニ非ずしテ唯其便宜ニ場合
即チ海外交通(電信郵便等)及ヒ學術上ニ用ふべき
為ルルニ此なきハ固より之ニ由リテ特殊ニ處置を
要スベキ事何レ而して萬國普通日設置ノ事ハ
極メテ便宜ニ事ニしテ且公會ヲ於テ議決しし

普通日ハ意ハ適宜あり者此れ如く不きハ他日前述
の場合ニ於て不きを採用すべき也否此問題起る
ニ際してハ本邦ニ於てハ断然之を賛成すべき事
と豫メ決定せらる是然るべき事ありんと決議せり
次子天文日並子航海日ノ事ハ未だ決定せんと雖
とも本邦ニ於てハ航海日ハ軍艦高船を問ハば一
般ニ英國ノ航海暦を用ふべき以て到應英國即ち
グリニツク天文臺ニ決する所を採るの外何るまし
きふり天文日ハグリニツクニ依るときハ少し
く不便なきニ非ざるを以て歐米諸國天文家此議
稍々一定するを待つ方然るべしと決議せり
次子日本國中同一此標準時を設定せらる此緊要な
る事ハ菊池大麓ノ意見書ニ於て既に充分記述し

る明白なり要負等固より之を可決し速に裁定し
らんしとを切に冀望す
次子本邦何地ニ時を以て日本標準時と定むるに
意見書を述べし即ち東經百三十五度此子午線
此平太陽時と採用すべき説を至當とせり標準時
此平太陽時とすべきハ固より論なく百三十五度
此子午線ニ時を採用する理由左に如し
歐米此諸國を見らば英ニグリニツク子於る露ニ
ルコバニ於る不めき皆其國立天文臺何れ地ニ時
を用ひてきたる其其府ニ時ニ依りて是蓋し測
定上此便宜ニ依り且全日本各地地方時不致と
おきと大差なきを以てふり

又北米法如きハ國境東西ニ廣ク實際全國同一法
標準時を用ふる能ハざるを以テ乃チ五個其標準
時を設立す而シテ其標準時ハ首府の時ニ由リ
ルヲ以テ又重ク天文臺此時亦由リル何レカ
シテ西經六十度七十五度九十度百五度百二十度
此子午線此時即チグリニツク此時と比較シテ恰ル
四時五時六時七時八時間ハ差違有ルル以テ依
リ北米ニ於テ斯レ如キ標準時を定メルルハ僅
三四年來法事ニ至リテ乃チ萬金普通初子午線及ビ普
通日設定法議世ニ記スルルヨリ以後此事不
普通日時と簡單法關係を有シ最ル便利アリとい
ふべし此度公會ニ於テ普通日法決定シタル上ハ
歐沙各島ニ於テハ漸次此理ニ基ルル標準時ニ改

正スルニ至ルべし本邦ニ於テ百三十五度此子午
線の時を用ふるべしトリルル即チ此理ニ基ける
ト然ルニ且幸ニ此子午線ヲ殆ト本邦中央(丹
波ノ西部播磨ノ東部)を經過スルを以テ最ル便宜
なきバかり今若シ東京此時を以テ日本全國ニ用
ふるト然ル西端ニ在ル地方此時を以テ其地方時と
對比シテ殆ト一時間此差違を生ト即チ十二時と
稱スルル其實漸ク十一時をサシク過キルル程法
事トあるべし之ニ及シテ百三十五度此時を用ふ
ルニ於テハ東ハ根室西ハ那覇ノ地方時と標準時と
ノ差僅ニ三十分内外ニ過ぎざるあり既に内務省
ニ於テ氣象觀測上ニ東京此時を用ひずル西
京此時ニ依リしるルル即チ此差減少シ

之が為あり故に本邦は地形の行りて百三十五度
 の時を最る標準時とするに適當なりとせ
 加之は時をグリニツチの時即ち普通時と比し
 九時間此差ありを以て他日電信其他の普通時
 を用ふるに至ると言普通時より一日標準時を
 改算し又標準時より一日普通時を改算するに於
 て九時間の加減を要するに極め
 て簡便あり然るに若し東京に如き地は時を用ふ
 るに於てハ分秒の端数を加減せざるべからざりて
 其煩も一きと云ふべからん
 然るに此の一點に注意を要する事有り即ち電信
 萬國公法中明治十二年英國勅令府に於て改定せ
 し細目規則目第四條第七章の箇條あり曰く「一國

中は諸局を總て一齊に時刻を用ふべし其時刻は
 首府を以て中度とせしと現今本邦は電信局に於て
 皆東京は時を用ふる如き實に之に於てあり然
 るに改定細目規則中に掲ぐる所は必しは首府
 地方時を用ふるを要すとすふも何らざるべ
 かりて英國に於てハグリニツチの時を用ひ又東國
 華盛頓に於てハグリニツチの時より五時遅き時を
 用ふるに如き皆其首府の時を從ふに如し何らざ
 るあり故に日本に於て全國百三十五度は時を用
 ふるに之を同盟諸國に通知するに於て規則に
 照し其不都合の事有りべからざ
 然るに明治二十年は曆を改むるに推算を了りし事
 ありハ之を實行せんは明治二十一年を期する

の外行へつらむと雖も本年九月前子決裁り
きむる所其改算上子差支を生ずるを以て成
べく速に裁可行らん事を要するあり依り委員等
ハ左の如く決議せり

本邦子於てハ東經百三十五度子午線比平
大陽時を以て全國一般子用ふる標準時と定
め明治二十一年一月一日より之を實行すべ
し

次子一日を分りて二十四時と為し午前午後區
別を廢せしとハ事ハ理論上最ル至當決議し
て且實際に於てハ頗る便宜の方法あるを以て既
に東國鐵道會社に於てハ既に之を施行せる如
何せん萬國中未だ此方法を實施せる國ありを以

て暫く見合はる以外行へつらむと決議せり

以上陳述する者即ち委員等が審論熟議して決
する所あり而して其要領を擧ぐきハ左の如し

第一項 グリニツク天文臺子午儀の中心を經過す
る子午線を以て經度比萬國普通初子午線
とし本邦に於て之を採用せらるべき事

第二項 經度比本初子午線より起算し東西各百
八十度に至り東經を正とし西經を負とすべ
き事

第三項 本邦に於てハ東經百三十五度比子午線比
時を以て全國一般の標準時と定め明治二十
一年一月一日より之を實行せらるべき事

第四項 普通日設定の事ハ他日之を要する場合

臨みて公會決議を採用せらるる事

第五項 天文日ハ歐米天文家ハ祝賀ハ一定せらるるを

待ち航海日誌事ハ英國グリニツチ天文臺此處

至り接らるべき事

第一第二第三第三項ハ在るハ要負等以所見ハ勅

令を以て布告せらるる然るべき事あらんと思惟

せり但第三項ハ前述ハ意味行ふとせらるる布告此後

速に電信同盟各國へ通知せらるる事を要す

明治十九年六月七日

本初子午線計時法審査委員

矢田堀 鴻

逓信省

大坪正 慎

志田林三郎

農商務省

和田維四郎

寺尾 壽

文部省

菊池大 巖

海軍省

磯野

健

肝舟魚行

陸軍省

田坂席之助

内務省

荒井郁之助

文部大臣森有禮殿

文甲二三号

明治十九年七月八日

内閣總理大臣

大印

法制局長官

各省大臣

内務省

外務

陸軍省

大蔵省

司法

海軍

農務

文部省

逓信

文部外五大臣連署請議本初子午線及ニ計時
法ノ件ヲ案スルニ曩ニ米國ニ於テ開設シタ
ル本初子午線及計時法萬國公會へ派遣セラ
レタル葡地大麓ヨリ差出候同會決議ニ関ス

濟

ル意見書ヲ以テ本年三月中右關係ノ各省へ
訓令ノ上委員ヲ設テ審査セシメ且本初子午
線經度計算方及標準時ヲ定ムルノ今日ニ必
要ナルハ勿論各大臣請議、趣違當ト被存
候但勅令按三項ニ全國トアルハ内外ノ別不
分明ニ付之ヲ本邦ト改メ其他穩當ナラサル
字句修正、上公布相成可然ト認ム

勅令按

呈案付箋ノ通

之照

理科大學教授菊池大祐陸海軍初子午線并計時
法認定ノ為メ明治十七年米國若干國盛頓會
開議セシ公會ノ委員トシテ出席候實令致右公會
ノ議決等、附シ意見書ハ在出ル計審議及改訂
氣ノ事件關係ノ諸節内務、陸軍、海軍、農商務、
逓信、工務、文部、司法、各官廳ノ長官トシテ別
冊ニ意見書ヲ添付シ及乞開議候也

明治十七年三月十五日

文部大臣 林有禮

内務大臣 野村浩将

是年本文審田本重委員設置ノ儀、分年ノ際、其係法
者、打合任委都ノ異好思之類、候也

諸議ノ概、可レ申、由取名外申而、訓令、トナリ

明治十九年三月廿四日

去十七年米田本重委員設置ノ儀、於多剛取セシ申、中多千候并

計時法、帝國分年、一重委員、トシテ、其係法、トナリ、其係法、トナリ

思、其係法、トナリ、其係法、トナリ、其係法、トナリ、其係法、トナリ

係法者、於テ委員、出シ共、之ッ、審田本重委員、設置、トナリ

大臣ノ諸議、シ、思、計、トナリ、其係法、トナリ、其係法、トナリ

議、上、シ、審田本重委員、設置、トナリ、其係法、トナリ、其係法、トナリ

校正
林

三月廿四日

穀量授受ノ際一斗拵ヲ用ヒザルトキハ互ニ之ヲ拒ム

トヲ得ル者トス

農商務省令

穀量一斗以上ヲ授受スルノ際一斗拵ヲ用ヒザルト

キハ其授受者ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得